

虐待防止のための指針

合同会社ガーベラ
児童発達サポートハウスたんぽぽ

1 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

合同会社ガーベラが運営する児童発達・放課後等デイサービス事業所では、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基き、利用者の尊厳の保持、人格の尊重を重視し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の目的のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見の措置を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して福祉の増進に努めます。虐待を防止するために、職員への演習を実施します。

2 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 虐待防止委員会の設置

虐待防止に努める観点から、「虐待防止委員会」（以下「委員会」という。）を組織します。なお、本委員会の統括責任者は管理者とし、児童発達支援管理責任者、児童指導員、指導員を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」とします。

委員会の議題は、次のような内容について協議するものとする。

- ・虐待防止のための指針及び対応マニュアルの整備に関すること
- ・虐待防止のための職員研修の内容に関すること
- ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ・再発の防止策を講じた際に、その発生原因の分析についての評価に関すること

委員会は、職員セルフチェックシート（年1回実施）・虐待早期発見チェックリスト（虐待発見時・相談実施時）を使用し、虐待の早期発見につとめます。

(2) 虐待防止に関する責務等

虐待防止に関する統括は管理者が行い責任者も兼任とする。

虐待防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針等に従い、虐待防止を啓発、普及するための職員に対する研修の実施を図るとともに、日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する。また、責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。なお、虐待を受けたとおもわれる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 虐待防止のために職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待防止のための研修内容は虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発するものであり、虐待の防止を徹底する。

- ・虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・発生した場合の改善策 など

実施は、年2回以上行う。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施する。

研修の実施内容については、紙面又は電子的記録等により保存することとする。

4 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

職員等が他の職員等により利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告する。虐待者が担当者本人であった場合は、統括責任者に相談する。

担当者は、職員から相談及び報告があった場合には、報告を行った物の権利が不当に侵害されないように細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行う。虐待者が担当者の場合は、代表職員が責任者を代行する。又、必要に応じ、関係者から事情を確認する。これら確認

の経緯は、時系列で概要を整理する。事実確認の結果、虐待等の実証が事実であることが確認された場合には、当人に対応改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。

上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関へ報告・相談を行う。

事実内容を行なった内容や、虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において都外事案がなぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し職員に周知する。施設内で虐待等の発生後、その最初に危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要および再発防止策を併せて市町村に報告する。

必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して報告し説明を行う。

5 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合は、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

6 利用者に対する当該指針に関する基本方針

当施設の虐待防止のための指針は、利用者及び家族等が確認できるように、当法人のホームページに公表する。

7 その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

その他の虐待等の相談については、担当者は寄せられた内容について統括責任者に報告する。当該責任者が虐待等を行ったものである場合には、他の上席者に相談します。窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、最新の注意を払う。

対応の流れは、上述の「④施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針」によるものとし、フローチャートを確認し報告する。

担当者に寄せられた内容は、相談者にその結果と対応を報告する。

委員会の構造と役割

虐待防止検討委員会の責任者	事業所管理者
虐待防止対策の担当者	事業所代表児童指導員
各担当職員のチェックリスト、ヒヤリハット事例の報告。分析	事業所全職員
第三者、専門家	第三者委員相談役、協力医療機関の医師或いは行政の担当者

附則

この方針は、令和6年11月1日より施行する。

身体拘束防止のための指針

合同会社ガーベラ
児童発達サポートハウスたんぽぽ

身体的拘束等適正化のための指針

事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束とは、利用者の活動の自由を制限とするものであり、利用者の尊厳にある生活を阻むものである。当事業所では、利用者の人間としての尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体敵精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない療育の実施のために日常的に以下のことに努めることとする。

- ①利用者主体の行動・尊厳のある生活の確保に努めます。
- ②言葉や具体的な支援・対応で利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③利用者の気持ちや想いを汲み取り、利用者の意向に寄り添い、丁寧な対応を心がけます。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由を安易に妨げるような行動は行いません。
- ⑤安易に「やむを得ない」として高速に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者が主体的な時間を過ごせるように努めます。

【重要事項に定める内容】

サービス提供にあたっては、サービスの対象者又は、他のサービス対象者の生命または身体を保護するために緊急やむをえない場合を除き、行動制限その他の利用者の行動を制限する行為を行わない。

【根拠となる法律】

- ・児童虐待防止法
- ・障がい者虐待防止法

個々の心身の状況を勘案し、障がい特性を理解した上で身体拘束を行わない療育の提供をすることが原則。例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は必要最低限の身体拘束を行うことがある。その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的かつ慎重に行うこととする。

- ・切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険に晒される可能性が著しく高いこと。
- ・非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ・一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

当法人（事業所）において、やむを得ず一時性の身体拘束を行う可能性がある項目

- ・自傷、他害行為があった場合、又はそれを抑制する場合（身体を抑える拘束）
- ・屋外移動時における交通事故からの危険回避、パニック、発生時等（身体を抑える拘束）
- ・屋内活動における事故等から危険回避、パニック、発作時等（身体を抑える拘束）
- ・飲食、排尿、排便の介助時
（身体を抑える拘束【転倒など危険回避のため体を軽く押さえる等補助を行う】）
- ・被服や身の回りの着脱時
（身体を抑える拘束【転倒など危険回避のため体を軽く押さえる等補助を行う】）
- ・手洗いうがい、手指の消毒等
（身体を抑える拘束【転倒など危険回避のため体を軽く押さえる等補助を行う】）
- ・クールダウンの為の別室静養時（個室閉鎖的な拘束）

《やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き》

① 組織による決定と個別支援計画への記載

止むを得ず身体拘束を行う時には、管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員の会議によって十分に検討した上で、個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載することとする。

② 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合は、これらの手続きの中で、利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得た上で同意書をとったうえで実施する。

③ 行政への相談・報告

行動制限・身体拘束する場合、状況に応じて市区町村の障害者虐待防止センター等、行政に相談・報告し、行動制限、身体拘束も含めた支援について理解を得る。

突発的なケース、頻度が少ないケース、制限や身体拘束の度合いが低い場合は、本人・保護者までの確認とする。

③ 必要な事項の記録

身体拘束を行った場合には、その状況及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録する。

身体拘束適正化に向けた組織体制

① 身体拘束適正化検討委員会の設置

当事業所では、身体拘束的性検討委員会（虐待防止委員会内）を設置する。

設置目的 施設内での身体拘束について現状把握及び改善についての検討

身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き

身体拘束を実施した場合の解除の検討

身体拘束に関する職員全体への指導

身体拘束適正化委員会（虐待防止委員会内）の構成

委員会責任者	管理者
身体拘束対応策責任者	事業所管理者
身体拘束実施の支援計画の見直し 利用者と家族への説明	事業所児童発達支援管理責任者 事業所児童指導員・指導員
他検討のための第三者・専門家	第三者委員相談役、協力医療機関の医師或いは 行政の担当者

② 身体拘束適正化検討委員会の開催

・委員会の開催は1年に1回以上開催とし、必要に応じてその都度開催する。

・緊急な事態（数時間以内に身体拘束を要する場合等）は、スタッフより児童発達支援管理責任者及び管理者に報告の上、関係職員を招集し臨時の会議を開催する。

※毎月の職員会議でも確認

※委員会に参加できない職員等が想定される場合は意見を聞くなどの対応により、当該意見を踏まえ検討する。

③ 身体拘束適正化のための職員研修

当事業所では、職員に対して身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。実施内容は開催の都度、記録を作成する。

《やむを得ず身体拘束を行う場合の報告等の方法》

① カンファレンスの実施

やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化検討委員会を中心として以下を検討・確認する。

・拘束による利用者の心身の侵害や拘束をしない場合のリスクについて

・身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素全てを満たしているか3要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、高速の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、個別支援計画書に記載又は本人・家族にたいする説明書を作成する。

また、身体拘束廃止に向けた取り組み改善の検討会を併せて行い、改善実施に努める。

② 本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期間を終え、なお拘束を必要とする場合については、事前に本人や家族に説明した内容と方向性、利用者の状態などを確認・説明し、同意を得た上で実施する。

③ 記録と検討

身体拘束の内容、時間帯、心身の状況、やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。その記録は5年間保管するものとする。

④ 身体拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束の海賊の必要がなくなった場合は、速やかに拘束を解除する。なお、一旦その時の状況から試行的に身体拘束を中止し、必要性を御確認する場合、サイド数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、本人や家族の了承のもと同意書の再手続きなく同様の対応を実施する。

《指針の閲覧について》

この指針は求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるとともに、法人のホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族の皆さんが自由に閲覧できるようにする。

附則

この方針は、令和6年11月1日より施行する。

